各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部 介護保険課長 岩村 恭代

平成30年度介護報酬改定に伴う契約時の説明について (注意喚起)

減算に関わりますので、必ずご一読ください。

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない」(平成 11 年厚生省令第 38 号第 4 条第 2 号)とされ、平成 30 年 11 月 2 日付北九保地介第 1583 号により本市介護保険課から注意喚起を促す通知を各居宅介護支援事業所宛に送付したところです。

しかしながら、<u>上記改正内容が適切に行われていない状況が現在でも見受けられます</u>ので、改めて下記のとおり関係通知等を周知いたします。

なお、上記改正内容が適切に行われていない場合は、<u>運営基準減算に該当し、返還金が生じることになります</u>ので、至急利用者への対応を行うと同時に、本市介護保険課までご連絡ください。

記

1 平成11年老企発第22号通知 第2の3(1)

指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

2 平成12年老企発第36号通知 第3の6(1)

【運営基準減算】

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる こと
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由 の説明を求めることができること

について<u>文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解</u>消されるに至った月<u>の前月まで減算する</u>。

3 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成30年3月23日)

○契約時の説明について

問 131 今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確認するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減算されるが、平成 30 年4 月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。

(答)

平成 30 年 4 月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの 見直し時に説明を行うことが望ましい。

4 本件改正を踏まえた対応について

本件改正については、以下の内容が要件となりますので、確実に行っていただきますようお願いいたします。

- □ 重要事項説明書等の文書に、次の2点が明記されていること。
 - ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが できること
 - 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の 選定理由の説明を求めることができること
- □ 上記内容について、「説明を受け、文書の交付を受けた」旨が明記されており、 利用者の署名を得ていること。

【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部 介護保険課 事業者支援係 岡田、亀石 TEL:093-582-2771